

大和村自殺対策計画

(案)

令和 8 年 3 月
鹿児島県 大和村

～ 目 次 ～

第1章 計画策定に関する事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の根拠	1
3 計画の期間	2
4 国の主な動向	2
5 鹿児島県の動向	5
6 計画の数値目標	5
第2章 基本理念等	6
1 基本理念.....	6
2 基本施策・重点施策	6
3 施策の体系	7
第3章 基本施策（いのちを支える自殺対策における取組）	8
1 村民への啓発と周知.....	8
2 生きることの促進要因への支援	11
3 地域におけるネットワークの強化	13
4 自殺対策を支える人材の育成	114
第4章 生きる支援関連施策	16
第5章 計画の推進	22
1 村民等への啓発と周知	22
2 自殺対策を支える人材の育成	22
3 地域におけるネットワークの強化	22
4 計画の点検・評価	22

第1章 計画策定に関する事項

1 計画策定の背景

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺リスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスク低下を推進していく必要があります。

我が国の自殺対策は平成18年に自殺対策基本法が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。

しかし、それでも自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いており、決して楽観できる状況にはありません。

このような状況の中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に、自殺対策基本法が改正されました。改正法には、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされ、**本村においては令和2年3月に「大和村自殺対策行動計画」を策定しました。**

今回、近年の自殺対策に関する情勢を踏まえ、「**大和村第2期自殺対策計画**」を策定します。

2 計画の根拠

この計画は、自殺対策基本法第13条2項に定める「市町村自殺対策計画」であり、本村の実情を踏まえた自殺対策を推進するために策定するものです。

【根拠法令（抜粋）】

自殺対策基本法（第13条2項）

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画の期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ただし、取組の進捗状況や本村の自殺の実態、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 国の主な動向

我が国においては、平成10年に自殺者数が急増するまでは自殺問題が行政上の課題とされることなく、その後も自殺対策について国全体としての基本方針は策定されませんでした。

このような状況の下、自殺予防活動や遺族支援に取り組む民間団体等から、「個人だけでなく社会を対象とした自殺対策を実施すべきだ」といった声が強く出されるようになり、国会においても平成17年7月には参議院厚生労働委員会において「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」が全会一致で行われました。この決議を受けて政府は関係省庁が一体となった取組に着手することとなり、平成18年6月に「自殺対策基本法」が成立しました。

平成19年6月には、自殺対策基本法に基づき政府が推進すべき自殺対策の指針を定めた「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

その後、平成20年10月に一部改正、平成24年8月に初めて全体的な見直しが行われ、平成29年7月に、「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、令和4年10月に新たに「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

【国の主な動向】

平成10年	全国の自殺者数が3万人を突破
平成18年6月	「自殺対策基本法」成立
10月	内閣府に「自殺総合対策会議」設置
平成19年4月	内閣府に「自殺対策推進室」設置
6月	「自殺総合対策大綱」閣議決定
平成20年10月	「自殺対策加速化プラン」決定（自殺総合対策会議）
平成22年2月	「いのちを守る自殺対策緊急プラン」決定（自殺総合対策会議）
平成24年8月	「自殺総合対策大綱」の見直し
平成28年3月	「自殺対策基本法の一部を改正する法律」成立
平成29年7月	新たに「自殺総合対策大綱」閣議決定（令和4年10月廃止）
令和4年10月	新たに「自殺総合対策大綱」閣議決定

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現 行: 令和4年10月14日閣議決定
第3次: 平成29年7月25日閣議決定
第2次: 平成24年8月28日閣議決定
第1次: 平成19年6月 8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

- 生きることの包括的な支援として推進する
- 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 実践と啓発を両輪として推進する
- 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

- 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
- 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
- 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- 社会全体の自殺リスクを低下させる
- 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 遺された人への支援を充実する
- 民間団体との連携を強化する
- 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- 勤務問題による自殺対策を更に推進する
- 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国との現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。

（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

第6 推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における計画的な自殺対策の推進
- 施策の評価及び管理
- 大綱の見直し

1

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
 - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
 - ・相談機関等に集約される情報の活用の検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
 - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
 - ・スーパーバイサーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の運動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
 - ・性的マイノリティの方に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

2

「自殺総合対策大綱」 ＜第4　自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

8.自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・傾聴スキルを学ぶ動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9.遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10.民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11.子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やブッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることができる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の充実、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・子ども家庭と連携し、体制整備を検討

12.勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13.女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊娠等について性と健康の相談セイバー事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援。
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

3

出典：厚生労働省資料

5 鹿児島県の動向

鹿児島県の自殺者数は、平成10年以降500人前後で推移し、その後、平成18年から平成28年までは減少傾向となっていました。しかしながら、平成29年からは増加に転じ、**令和4年は315人と年間300人を越える方が亡くなっていることから、非常に深刻な状況にあります。**

このような状況の中で、誰も自殺に追い込まれることのない鹿児島県の実現を目指して、**令和6年3月に「鹿児島県第2期自殺対策計画」が策定されています。**

【鹿児島県自殺対策計画の概要】

【計画の数値目標（*自殺死亡率）】

現状値（2015）：19.0

目標（2026）：13.3以下

目標（2028）：13.3以下

【基本方針】

- 生きることの包括的な支援として推進
- 関連施策との連携を強化した総合的な自殺対策の推進
- 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- 実践と啓発を両輪として推進
- 関係者の役割の明確化及び関係者の連携・協働を推進
- 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

【基本施策】

- 住民への啓発と周知
- 生きることの促進要因への支援
- 地域におけるネットワークの強化
- 自殺対策を支える人材の育成
- 市町村等への支援の強化

*自殺死亡率：自殺者数を当該地方公共団体の人口で除し、これを10万人当たりの数値に換算したもの。なお、各地方公共団体の人口は、総務省が公表している「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」による。

6 計画の数値目標

自殺対策を通じて最終的に本村が目指すところは、国の自殺総合対策大綱にあるとおり「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」です。

本村の自殺のSMR(平成30年から令和4年)は男性139.0女性102.6となっており、男性においては高い状況です。今後はSMRを100以下とすることを本計画の数値目標とします。

第2章 基本理念等

1 基本理念

自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識となっています。

経済・生活問題、健康問題、家庭問題等自殺の背景・原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により解決が可能です。また、健康問題や家庭問題等一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることにより解決できる場合もあります。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、町全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人一人の生活を守るという姿勢で展開します。そのため、本計画の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

住み慣れた大和村で 安心して豊かに自分らしく

2 基本施策・重点施策

基本理念の実現に向けて、全国的に実施することが望ましいとされている「5つの基本施策」を定めます。

【基本施策】

- 1 村民への啓発と周知
- 2 生きることの促進要因への支援
- 3 地域におけるネットワークの強化
- 4 自殺対策を支える人材の育成

3 施策の体系

【基本理念】

住み慣れた大和村で 安心して豊かに自分らしく

【基本施策（いのちを支える自殺対策における取組）】

1 村民への啓発と周知

- (1) 様々な機会を捉えたリーフレット等の配布
- (2) 自殺予防週間や自殺対策強化月間での啓発活動
- (3) メディアを活用した啓発活動
- (4) 地域や家庭と連携した啓発活動

2 生きることの促進要因への支援

- (1) 居場所づくり
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 自殺未遂者への支援
- (4) 遺された方への支援

3 地域におけるネットワークの強化

- (1)（仮称）大和村自殺対策地域ネットワーク会議の設置
- (2) 庁内ワーキングチームの設置
- (3) 相談機関との連携強化

4 自殺対策を支える人材の育成

- (1) 住民を対象とした研修
- (2) 様々な分野の団体等を対象とした研修
- (3) 役場職員を対象とした研修
- (4) 学校関係者を対象とした研修

第3章 基本施策（いのちを支える自殺対策における取組）

1 村民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的な普及啓発を行います。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということの理解を促進することを通じて、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて関係機関につなぎ、見守っていくという自殺対策における村民一人一人の役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発活動を展開します。

（1）様々な機会を捉えたリーフレット等の配布

各種イベントや様々な案内状等送付の機会を捉え、リーフレット等を配布し村民一人一人の気づきと見守りを促します。

【生きる支援関連施策】

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課
健診・検診（特定健診・長寿健診・各種検診）の実施	相談窓口に生きる支援を行っている関係機関のリーフレットを配置します。	保健福祉課
各種運動教室の実施（成人・高齢者）	相談窓口に生きる支援を行っている関係機関のリーフレットを配置します。	
児童福祉事業	保育士に対して、生きる支援を行っている関係機関のリーフレットを配布します。	
障害者福祉事業	障害福祉事業に携わる職員に対して、生きる支援を行っている関係機関のリーフレットを配布します。	
いのちの授業	学校から生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを必要に応じて保護者に手渡します。	教育委員会
就学の援助など(小学校、中学校)	学校から生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを必要に応じて保護者に手渡します。	
農産物加工直売施設大和まほろば館の運営管理	チラシを設置するなど、自殺対策（生きることの包括的な支援）に関する啓発をしていきます。	産業振興課
多面的機能支払交付金事業	各組合総会などを開催する際に、生きる支援に関する相談先情報の資料の送付等啓発を行います。	

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課
農業委員会	農家への個別訪問によるアンケート調査等の際に、生きる支援に関する相談先情報の資料の送付等啓発を行います。	
離島漁業再生支援事業	漁業集落の構成員に対して、総会等の案内を送る際にチラシを同封し啓発を行います。	
獣友会	有害鳥獣の指示書を2か月に1度送付する際に、チラシを同封し、啓発を行います。	
中山間地域等直接支払交付金	組合総会などを開催する際に、生きる支援に関する相談先情報の資料の送付等啓発を行います。	
農業振興確立支援事業	農業経営の労力負担軽減と生産安定目指し、生産意欲の増加を図り、生きる支援に関する相談先情報の資料の配布等啓発を行います。	産業振興課
果樹振興会	巡回指導・講習会・総会を開催する際に、生きる支援に関する相談先情報の資料の送付、配布等啓発を行います。	
園芸振興会	巡回指導・講習会・総会を開催する際に、生きる支援に関する相談先情報の資料の送付、配布等啓発を行います。	
農林技術連絡協議会	総会・定例会などを開催する際に、生きる支援に関する相談先情報の資料の送付等啓発を行います。	
税の賦課・徴収	臨戸訪問にて生活状況の確認をし、預金調査や給与照会にて財産状況の確認を行い、生活困窮を含めた様々な問題に早期に気づき支援につなげます。	
集落排水事業	督促や停栓通知などを滞納者に送付する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することを検討します。	住民税務課
簡易水道事業	督促や停栓通知などを滞納者に送付する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することを検討します。	
行政相談委員活動の支援	必要に応じて生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを配布します	
村営住宅の管理	住宅管理人に対し、生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを送付、配布します。	総務課
交通安全、犯罪被害者の救済	必要に応じて生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを送付、配布します。	

(2) 自殺予防週間や自殺対策強化月間での啓発活動

自殺予防週間（9月10日～16日）や自殺対策強化月間（3月）は、役場庁舎内、大和村防災センター等でのぼり旗や資料の掲示など啓発ブースを設置します。

(3) メディアを活用した啓発活動

広報紙や村ホームページに自殺対策関連の情報を掲載し、村民への施策の周知と理解の促進を図ります。

(4) 地域や家庭と連携した啓発活動

社会全体で児童生徒をきめ細かく見守り、生活行動の変化に気づくことができるようPTAや地域の関係団体と連携した啓発活動に努めます。

【生きる支援関連施策】

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課
児童福祉事業	児童だけでなく家族の不安の早期把握に努め、保健師や関係機関と連携し適切な支援を行うことができるよう体制を整えます。	保健福祉課
青少年育成活動の推進	青少年の健全育成及び非行防止事業の推進として、関係団体等と連携し、夜間補導・広報活動等を実施し、社会環境浄化を促進します。また、村内外の人材を活用した講座を開設し、各種プログラムを企画、実施することで、青少年の健全育成を図ります。	教育委員会

【基本施策 1 評価指標】

項目	現状 (2025)	目標 (2030)	担当部署 (関係機関)
広報紙や村ホームページを活用した啓発の実施	未実施	実施	保健福祉課
うつ病のサインを知らなかったと回答した方の割合	32.9% (2019)	減少	

2 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。そのため、本村においても自殺対策と関連の深い様々な分野での取組を幅広く推進していきます。

(1) 居場所づくり

ライフステージをとおした集いの場づくりに努め、誰もが地域で孤立することがないよう支援します。

【生きる支援関連施策】

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課
元気度アップポイント事業	集落民同士が集まりお茶会やサロンなどを行うことで、家に引きこもりがちな高齢者をお茶会などへ誘い悩みや話を聞く場をつくる活動を支援していきます。	
各種運動教室の実施 (成人・高齢者)	健康維持だけでなく体と心のストレス解消も目的として運動教室へ通うことにより、心身ともにリフレッシュできるよう支援していきます。また、教室参加者の健康面や生活面での不安の早期把握に努めます。	保健福祉課
独居老人防火訪問	消防としての説明を行いながら、会話の中で精神的なサインをチェックし、心理的危機に陥っている可能性があった場合は、保健福祉課に情報提供します。	総務課
大和の園祭りの開催	高齢者とのふれあいにより「命の大切さ」を啓発していきます。	大和の園

(2) 相談支援体制の充実

庁内や関係機関で実施している相談窓口の充実を図るとともに、連携を強化します。

【生きる支援関連施策】

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課
訪問・相談事業の実施	家庭訪問の実施により、健康面や生活面での不安の早期把握に努めます。また、ケースに応じて、関係機関と連携し必要な支援を行うことができるよう体制を整えます。	保健福祉課
奄美法律相談センター	悩み事の相談・問い合わせがあれば、相談所の案内・予約の代行等を行います。	
特設人権相談所	相談等があれば人権擁護委員が応対し、必要に応じて法務局に連絡し対応します。	住民税務課

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課
行政相談委員活動の支援	国や独立行政法人等の行政に対する苦情や相談に応じ、その問題解決を図る行政相談委員の活動に対する支援を行っており継続的に実施します。	総務課
生活困窮者自立支援事業	あらゆる相談に応じて、必要となれば、支援調整会議を開催し、関係機関と連携しながら、自立に向けての支援を行ないます。	
福祉サービス利用支援事業	認知症や精神障がい、知的障がいにより日常生活を営むのに障がいがある方に対して、福祉サービスの利用に関する相談に応じており、必要に応じて、金銭管理を行い、自立に向けての支援を行ないます。	社会福祉協議会
生活福祉資金貸付事業	低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯等に対し、資金貸付と必要な援助指導を行っており、必要に応じて、資金貸付の援助を行い、自立に向けての支援を行ないます。	

(3) 自殺未遂者への支援

警察や医療機関等と連携し、自殺未遂者の支援を行ないます。

(4) 遺されたひとへの支援

鹿児島県では、大切な人を自死で亡くされた方が、つらく悲しい気持ちを語り合い支え合うことで生きる希望を取り戻していくことを目的とした「こころ・つむぎの会」を開催しています。必要に応じて「こころ・つむぎの会」案内を行ないます。

【基本施策2 評価指標】

項目	現状 (2025)	目標 (2030)	担当部署 (関係機関)
相談窓口の周知活動	実施	継続	保健福祉課

3 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係者が連携、協力して、実効性ある施策を推進していくことが大変重要となります。このため、自殺対策に係る相談支援機関等の連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

（1）（仮称）大和村自殺対策地域ネットワーク会議の設置

自殺対策に係る連絡調整など地域における見守りや相談体制の充実のため、庁内関係課、関係機関、関係団体等を構成員とする（仮称）大和村自殺対策地域ネットワーク会議の設置を検討します。

（2）庁内ワーキングチームの設置

庁内関係課で組織される庁内ワーキングチームを設置し、庁内横断的な自殺対策に取り組んでいきます。

（3）相談機関との連携強化

庁内の相談窓口や地域包括支援センター、北大島くらし・しごとサポートセンターで実施している相談、奄美地区で共同設置している奄美地区地域自立支援協議会との連携を強化し、個別に対応が必要な場合はケース会議を開催するなど自殺の未然防止を図ります。

【基本施策3 評価指標】

項目	現状 (2025)	目標 (2030)	担当部署 (関係機関)
（仮称）大和村自殺対策地域ネットワーク会議の設置	未設置	設置	保健福祉課
庁内ワーキングチームでの「生きる支援関連施策」の評価・検証	未実施	実施	

4 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の施策を充実させる必要があります。村民や様々な分野の関係者等に対し研修会を開催し、地域で支え手となる人材の育成を強化していきます。

（1）村民を対象とした研修

生活の場である地域で身近な人々が支え手の役割を担うことができるよう、村民を対象にゲートキーパー養成講座を開催し受講を推奨します。

【生きる支援関連施策】

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課
各種介護サービス事業	関係機関と連携し、家族等に対してゲートキーパー研修受講の推奨を行ないます。	
元気度アップポイント事業	関係機関と連携し集落民向けのゲートキーパー研修受講の推奨を行ないます。	保健福祉課
村営住宅の管理	住宅管理人に対しゲートキーパー講習を受講することを推進します。	総務課

（2）様々な分野の団体等を対象とした研修

保健、医療、福祉、経済、労働など、様々な分野における団体に、ゲートキーパー養成講座を幅広く周知し、受講者の参加促進を図ります。

【生きる支援関連施策】

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課
議会報告会並びに各集落との意見交換会の開催	議会報告会において、保健福祉課と連携を行い、議会の立場から、自殺対策に対し、各集落の実情に合った対策を協議する意見交換会を開催します。	議会事務局
農産物加工直売施設大和まほろば館の運営管理	まほろば館職員に対しゲートキーパー研修の受講を推奨します。	産業振興課

（3）役場職員を対象とした研修

庁内における窓口や相談、徴収業務等の際、早期発見の役割を担う人材育成及び全庁的な連携を図るため、全職員を対象としたゲートキーパー養成講座の実施を検討します。

(4) 学校関係者を対象とした研修

学校関係者が児童生徒向けのSOSの出し方に関する教育内容を把握できるよう
に、必要時は圏域で連携を行いながら研修の開催を検討します。

【基本施策2 評価指標】

項目	現状 (2025)	目標 (2030)	担当部署 (関係機関)
ゲートキーパー養成講座の実施	未実施	実施	保健福祉課
役場職員を対象とした研修の実施	未実施	実施	

第4章 生きる支援関連施策

自殺対策とは「生きることの包括的な支援」であることから、庁内横断的に支援体制を推進していくことが重要です。そのため、各課の既存事業で自殺対策と関連のある事業を拾い上げ、リスト化します。これらの事業については、自殺対策の視点からの事業の捉え方を踏まえ、村の基本施策（4項目）に基づき実施します。

【生きる支援関連施策の表の見方】

- (1) 担当課等:事業等を行う担当課等
- (2) 事業名（事務内容）: 事業名、事務内容
- (3) 自殺対策の視点からの事業の捉え方: 事業の概要及び事業における自殺対策の取組
- (4) 施策: 本計画の5つの基本施策と3つの重点施策。具体的には以下のとおり。

各事業で該当する施策に「●」をつけています。

施策名	表での表記
基本施策 1 住民への啓発と周知	啓発と周知
基本施策 2 生きることの促進要因への支援	生きる支援
基本施策 3 地域におけるネットワークの強化	ネットワーク強化
基本施策 4 自殺対策を支える人材の育成	人材育成

(1) 担当課等	(2) 事業名 (事務内容)	(3) 自殺対策の視点からの事業の捉え方	(4) 施策			
			啓発と周知	生きる支援	ネットワーク強化	人材育成
保健福祉課	各種介護サービス事業	各種介護サービス事業者と情報交換などの連携を行い、日常生活への不安の早期把握に努め、必要な支援を行うことができるよう体制を整えます。また、関係機関と連携し、家族等に対してゲートキーパー研修受講の推奨を行ないます。		●		●

担当課等	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策			
			啓発と周知	生きる支援	ネットワーク強化	人材育成
保健福祉課	各種介護サービス事業	各種介護サービス事業者と情報交換などの連携を行い、日常生活への不安の早期把握に努め、必要な支援を行うことができるよう体制を整えます。また、関係機関と連携し、家族等に対してゲートキーパー研修受講の推奨を行ないます。		●	●	
	元気度アップポイント事業	集落民同士が集まりお茶会やサロンなどを行うことで、家に引きこもりがちな高齢者をお茶会などへ誘い悩みや話を聞く場をつくる活動を支援していきます。また、関係機関と連携し集落民向けのゲートキーパー研修受講の推奨を行ないます。	●	●	●	●
	健診・検診（特定健診・長寿健診・各種検診）の実施	健診及び検診を通して、自殺リスクが高いと思われる人やメンタル不調を訴える人へ必要な支援先へつなぐと同時に、生きる支援についての相談先について情報提供を行います。また、相談窓口に生きる支援を行っている関係機関のリーフレットを配置します。	●	●		
	訪問・相談事業の実施	家庭訪問の実施により、健康面や生活面での不安の早期把握に努めます。また、ケースに応じて、関係機関と連携し必要な支援を行うことができるよう体制を整えます。	●	●	●	
	各種運動教室の実施（成人・高齢者）	健康維持だけでなく体と心のストレス解消も目的として運動教室へ通うことにより、心身ともにリフレッシュできるよう支援し、教室参加者の健康面や生活面での不安の早期把握に努めます。また、必要に応じて、生きる支援についての相談先について情報提供を行います。さらに、相談窓口に生きる支援を行っている関係機関のリーフレットを配置します。	●	●		
	医療給付や各種手当支給の実施	課税担当と連携し、生活困窮を含めた生活上の様々な問題や不安の早期把握に努めます。また、必要に応じて、関係機関と連携し必要な支援を行うことができるよう体制を整えます。		●	●	
	児童福祉事業	保育士に対して、生きる支援を行っている関係機関のリーフレットを配布します。また、児童だけでなく家族の不安の早期把握に努め、保健師や関係機関と連携し適切な支援を行うことができるよう体制を整えます。	●	●		●

担当課等	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策			
			啓発と周知	生きる支援	ネットワーク強化	人材育成
保健福祉課	障害者福祉事業	障害福祉事業に携わる職員に対して、生きる支援を行っている関係機関のリーフレットを配布します。また、相談のケースに応じて、適切な相談支援先につなぐことができるよう関係機関と連携し必要な支援を行うことができるよう体制を整えます。	●	●	●	●
	認定調査の実施（介護・障害）	認定調査を通して、介護者や支援者の不安の早期把握に努め、関係機関と情報共有し適切な支援を行うことができるよう体制を整えます。		●	●	
	住宅改修・福祉用具購入支援事業	各種介護サービスを利用していない方への福祉用具の購入、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修費を9割負担しており、引き続き住みよい生活環境の手助けを行ないます。	●	●	●	
企画観光課	住宅改修助成金	住宅リフォーム助成を行っており、引き続き住みよい生活環境の手助けを行ないます。		●		
	廃止路線バス運行委託	廃止されたバス路線の代替運行をしており、引き続き交通弱者対策を実施します。		●		
	男女共同参画研修	講師を招致したセミナーにおいて、職場の男女共同参画への啓発を実施します。	●	●		
議会事務局	議会報告会並びに各集落との意見交換会の開催	議会報告会において、保健福祉課と連携を行い、議会の立場から、自殺対策に対し、各集落の実情に合った対策を協議する意見交換会を開催します。	●	●		●
教育委員会	人権教育の推進	総務課と連携し、毎年様々な人権問題について、村民向けの人権研修会を実施します。また、生涯学習情報報誌や広報誌を活用し啓発活動を実施します。	●			●
	青少年育成活動の推進	青少年の健全育成及び非行防止事業の推進として、関係団体等と連携し、夜間補導・広報活動等を実施し、社会環境浄化を促進します。また、村内外の人材を活用した講座を開設し、各種プログラムを企画、実施することで、青少年の健全育成を図ります。	●		●	●
	いのちの授業	学校から生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを必要に応じて保護者に手渡します。また、就学援助対象者の経済状況の把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意していきます。	●	●		

担当課等	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策			
			啓発と周知	生きる支援	ネットワーク強化	人材育成
教育委員会	就学の援助など（小学校、中学校）	学校から生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを必要に応じて保護者に手渡します。また、就学援助対象者の経済状況の把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意していきます。	●	●		
	振興基金奨学資金貸付	振興基金奨学資金貸付申請においては、申請者の状況把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先につなぐができるよう留意していきます。	●	●		
建設課	地籍調査	立会い等の通知文に返信がなく、一切の反応がない場合、より慎重に接触し、現状の精神状態を探りながら事業を進めます。状況に応じて、保健福祉課と連携し対応します。	●	●		
産業振興課	農産物加工直売施設大和まほろば館の運営管理	まほろば館職員に対しゲートキーパー研修の受講を推奨します。また、チラシを設置するなど、自殺対策（生きることの包括的な支援）に関する啓発を行います。	●			●
	公園の運営管理及び維持管理	公園の修繕や施工を行う業者に対して自殺対策（生きることの包括的な支援）に関する啓発を行います。	●			
	多面的機能支払交付金事業	各組合総会などを開催する際に、生きる支援に関する相談先情報の資料の送付等啓発を行います。	●			
	農業委員会	農家への個別訪問によるアンケート調査等の際に、生きる支援に関する相談先情報の資料の送付等啓発を行います。	●			
	離島漁業再生支援事業	漁業集落の構成員に対して、総会等の案内を送る際にチラシを同封し啓発を行います。	●			
	獣友会	有害鳥獣の指示書を2か月に1度送付する際に、チラシを同封し、啓発を行います。	●			
	中山間地域等直接支払交付金	組合総会などを開催する際に、生きる支援に関する相談先情報の資料の送付等啓発を行います。	●			
	鳥獣被害対策実践事業	鳥獣による農作物の被害を防止するため、柵の導入や、捕獲を行い、生産意欲の増加を図り、生きることの包括的な支援に関する啓発を行います。	●			
	農業次世代人材投資事業	就農直後の経営安定と就農意欲の喚起を図り、生きることの包括的な支援に関する啓発を行います。	●			

担当課等	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策			
			啓発と周知	生きる支援	ネットワーク強化	人材育成
産業振興課	農業振興確立支援事業	農業経営の労力負担軽減と生産安定目指し、生産意欲の増加を図り、生きる支援に関する相談先情報の資料の配布等啓発を行います。	●			
	果樹振興会	巡回指導・講習会・総会を開催する際に、生きる支援に関する相談先情報の資料の送付、配布等啓発を行います。	●			
	園芸振興会	巡回指導・講習会・総会を開催する際に、生きる支援に関する相談先情報の資料の送付、配布等啓発を行います。	●			
	農林技術連絡協議会	総会・定例会などを開催する際に、生きる支援に関する相談先情報の資料の送付等啓発を行います。	●			
住民税務課	税の賦課・徴収	臨戸訪問にて生活状況の確認をし、預金調査や給与照会にて財産状況の確認を行い、生活困窮を含めた様々な問題に早期に気づき支援につなげます。	●	●	●	
	集落排水事業	督促や停栓通知などを滞納者に送付する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することを検討します。	●			
	奄美法律相談センター	悩み事の相談・問い合わせがあれば、相談所の案内・予約の代行等を行います。	●	●	●	
	特設人権相談所	相談等があれば人権擁護委員が応対し、必要に応じて法務局に連絡し対応します。	●	●	●	
	簡易水道事業	督促や停栓通知などを滞納者に送付する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することを検討します。	●			
総務課	行政相談委員活動の支援	国や独立行政法人等の行政に対する苦情や相談に応じ、その問題解決を図る行政相談委員の活動に対する支援を行っており継続的に実施します。また、必要に応じて生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを配布します。	●			
	村営住宅の管理	村営住宅の維持・管理を行っており継続的に実施します。また、住宅管理人に対しゲートキー一括講習を受講することを推進します。さらに、生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを送付、配布します。	●			●

担当課等	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策			
			啓発と周知	生きる支援	ネットワーク強化	人材育成
総務課	交通安全、犯罪被害者の救済	交通犯罪の被害者及び加害者及び犯罪被害者並びに加害者の心のケアのため関係機関と協力します。また、講習会等への参加の機会を促します。さらに、必要に応じて生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを送付、配布します。	●	●		●
	救命講習会	講習会で消防では24時間「火災・救急」について相談を受け付けていることを案内しています。その中で、「自損事故及び、自殺」を示唆する内容も対応できるように、職員間で連携を図ります。	●	●	●	
	独居老人防火訪問	消防としての説明を行いながら、会話の中で精神的なサインをチェックし、心理的危機に陥っている可能性があった場合は、保健福祉課に情報提供します。	●	●	●	
大和の園	大和の園祭りの開催	高齢者とのふれあいにより「命の大切さ」を啓発していきます。	●			
	園内研修会の開催	利用者はもちろんのこと、職員の人権についてもテーマとし、「いのち支える自殺対策」につなげていきます。	●	●		●
大和診療所	診療所医療	外来医療、在宅医療に係る患者本人や家族等の関係者の状況を把握し、他医療機関を含む各専門部署との連携を図り、過度な医療介護における自殺リスクの軽減に努めます。		●	●	
	生活困窮者自立支援事業	あらゆる相談に応じて、必要となれば、支援調整会議を開催し、関係機関と連携しながら、自立に向けての支援を行ないます。		●	●	
社会福祉協議会	福祉サービス利用支援事業	認知症や精神障がい、知的障がいにより日常生活を営むのに支障がある方に対して、福祉サービスの利用に関する相談に応じており、必要に応じて、金銭管理を行い、自立に向けての支援を行います。		●		
	生活福祉資金貸付事業	低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯等に対し、資金貸付と必要な援助指導を行っており、必要に応じて、資金貸付の援助を行い、自立に向けての支援を行います。		●		

第5章 計画の推進

1 村民等への啓発と周知

行政としての村民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供し、村民が自殺対策について理解を深めることのできる機会を増やします。また、広く地域全体に向けた啓発も強化します。

2 自殺対策を支える人材の育成

村民や様々な分野の関係者等に対し研修を開催し、地域で支え手となる人材の育成を強化していきます。

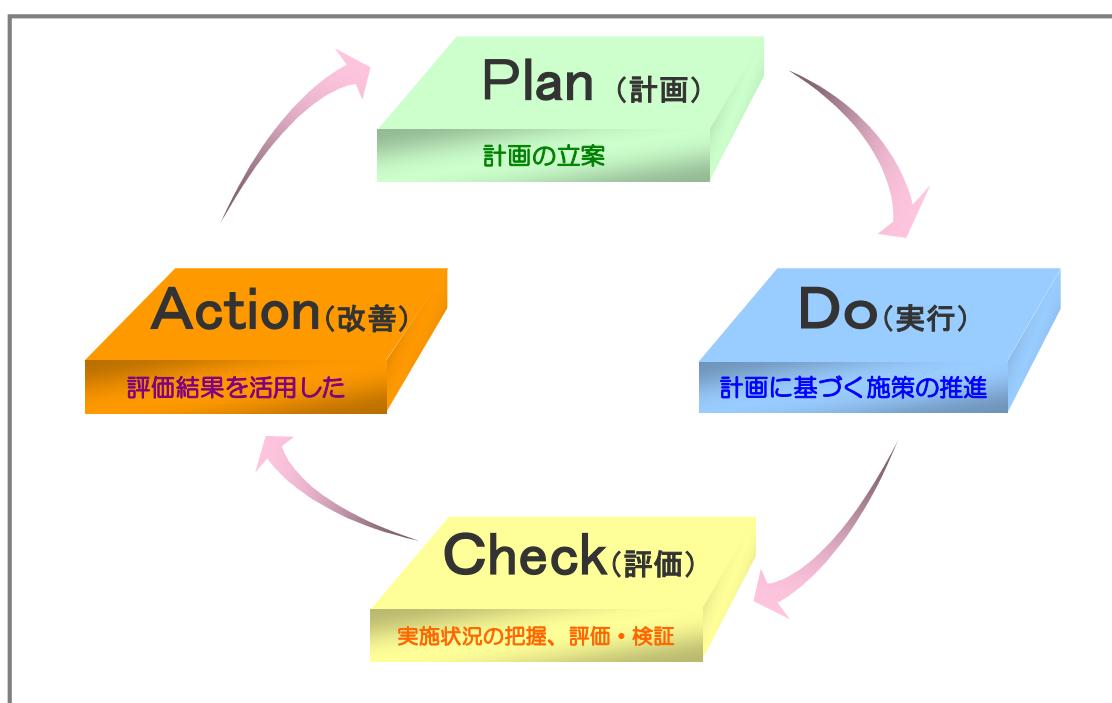
3 地域におけるネットワークの強化

自殺対策に係る連絡調整など地域における見守りや相談体制の充実を主な目的として「(仮称) 大和村自殺対策地域ネットワーク会議」の設置を検討します。

また、庁内関係部署で組織される「庁内ワーキングチーム」を設置し、庁内横断的な自殺対策に取り組んでいきます。

4 計画の点検・評価

庁内ワーキングチームにおいて、各課から出された「生きる支援関連施策」の進行管理を行うとともに、計画全体の点検・評価を行います。



大和村自殺対策行動計画

令和8年3月

発行・編集

大和村 保健福祉課

〒894-0192 鹿児島県大島郡大和村大和浜100番地

T E L 0997-57-2218 F A X 0997-57-2161
